

企業危機管理士認定試験

企業危機マネジメントのプロを養成 会社危機発生の未然防止と発生時の対策を学ぶ



不正会計 特別背任 **不当表示** **過労死**
セクハラ・パワハラ等々

広報部門
法務部門
営業部門
お客様対応部門
サービス部門
品質保証部門
設計開発部門
製造部門
これらの部門の方々
に受験をオススメし
ます

実施概要

試験日 2021年4月11日（日）

申込期間 2021年3月4日（木）まで

※会場によっては期日前に申込受付を締め切る場合がございます。

試験時間 10:00 ~ 12:15

検定料 10,000円（税抜）

問題数 80問

試験会場

- ◆全国……オンライン・ライブ受験
- ◆東京……東京大学（駒場Iキャンパス）
- ◆名古屋……中京大学（名古屋キャンパス）
- ◆大阪……関西大学（梅田キャンパス）

※会場は今後変更となる場合がございます。
必ずホームページにてご確認ください。

【GO TO 資格キャンペーン】

★試験申込者様に、「WEB 模擬テスト」を1,000円（税抜）で販売中。

★「SMART 合格講座」を5,000円割引で販売中。詳しくはホームページまで

	部門	役割
受験をお勧めする部門	広報部門	社内外への情報発信 プレスリリースやマスコミからの問い合わせ対応
	法務部門	法律上の評価
	営業部門	営業拠点からの情報収集 被害者対応 取引先対応
	お客様対応部門	消費者からの情報収集 被害者対応
	品質保証部門	関連部門への指示 行政への報告 当該製品および類似製品の製品事故等の情報の分析 当該製品事故等のリスク評価
	設計・開発部門 製造部門	原因究明 当該製品事故等のリスク評価 当該製品の設計時点、製造時点における情報提供
	サービス部門	サービスネットワークからの事故、修理、不具合情報の収集・分析 当該事故製品の故障診断・修理 原因究明 当該製品事故等のリスク評価

※経済産業省の「消費生活用製品のリコールハンドブック」より転載

お申込みはホームページから ▶

<https://crisis-manage.com/>

全情協

検索

■試験に関するお問合せ

03-5276-0030



一般財団法人

全日本情報学習振興協会

東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館1階
TEL:03-5276-0030 FAX:03-5276-0551
E-Mail:joho@joho-gakushu.or.jp

総務・広報・法務・人事・管理職に必須 会社危機発生時の対策を学ぶ

数多く報道される、不祥事対応…「企業危機管理士」の取得で万が一の危機に備えて下さい。

昨今、企業や団体における過労死、汚職、不当表示、品質不正、データ改ざん、不正会計、セクハラ、パワハラ、情報漏洩、独禁法違反など、数えあげればきりが無いほどの不祥事が報道されています。見せかけではなく、真のコンプライアンス教育の必要性を強く感じるところです。

これらの企業危機に対する、発生時の危機対応の善し悪しが業績に大きく影響する事はもとより、誤った危機対応により倒産にまで及ぶ事例も多々あります。企業危機管理士認定試験を受験されることにより、リスク管理と危機対応の基本を今一度学習されることをお勧めします。

試験課題

企業危機管理士認定試験 <<試験概要>>			
第1課題 企業の社会的責任	1) CSRとは 2) コンプライアンス 3) 内部統制とガバナンス		
第2課題 リスクと危機	1) リスクと危機の概念 2) リスクマネジメントの必要性 3) リスク対応 4) 全社的リスクマネジメント		
第3課題 危機管理体制の構築	1) 危機管理体制の整備 2) 危機管理委員会 3) 内部通報・内部告発 4) 危機管理マニュアルの策定 5) トレーニング		
第4課題 危機管理広報	1) 緊急対策本部 2) 広報と情報開示 3) マスコミ対応と記者会見 4) 内部調査委員会 5) 第三者委員会 6) 広告への危機管理と対応 7) リコール社告 8) SNS・インターネットへの危機管理と対応		
第5課題 企業危機各論	1) 内部告発への対応 2) 苦情・クレームへの対応 3) うわさと風評 4) 不正会計 5) 特別背任 6) 業務上過失致死傷 7) 情報漏洩 8) 従業員・アルバイトによる犯罪行為等 9) 不当表示 10) セクハラ・パワハラ 11) 過労死 12) 反社会的勢力との関係 13) 製品・食品事故 14) 知的財産権		
第6課題 自然災害と危機管理	1) 災害とリスクマネジメント 2) 事業継続管理と事業継続計画 3) 災害マニュアル 4) 災害後の復旧対策		
試験時間	120分	問題数	80問
試験方式	マークシート方式	合格点	70%以上の得点で合格
加点申請について			
下記資格をお持ちの方は、加点申請をすることで、各資格に対応した点数を加算して合否判定が行われます。 ※申請方法については、当協会ホームページをご参照ください			
個人情報保護士認定試験 情報セキュリティ管理士認定試験	企業情報管理士認定試験 個人情報保護実務検定1級	⇒	6点加点
情報セキュリティ初級認定試験	個人情報保護実務検定2級	⇒	4点加点

参考書籍



【危機管理検定】
企業危機管理士認定試験
学習テキスト
全日本情報学習振興協会 編

2,200円(税抜)



第五版
実践危機管理読本
日本コンサルタントグループ
藤江俊彦 著

2,000円(税抜)



危機管理広報の基本と実践
中央経済社
浅見隆行 著

2,500円(税抜)

過去問題に挑戦

【問題1】企業サイト・SNSにおける危機管理と対応に関する以下のアからエまでの記述のうち、最も適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア. 企業サイト・SNSにおいては、不適切な情報発信・書込みや、不祥事そのものに対する非難、過剰な反応が殺到・拡散し、收拾がつかなくなる炎上のリスクに備え、書込みのルールの明確化、社員教育の実施が必要である。
- イ. SNSを利用する企業が、利用する際の取り決め、例えばサイトの運営方針・原則、運営のルール、書込み内容の責任などを明示して公開するものを、ソーシャルメディアポリシーという。
- ウ. 社員が個人アカウントによって自らの業務内容を発信する行為は、企業の公式アカウントによるものでなければ、企業としては特に規制する必要はない。
- エ. SNSで拡散される情報は、事実かどうかよりも、共感できるかどうかや、面白いかどうかを基準にして選ばれる傾向があるとされている。

解答. ウ

【問題2】2020年6月1日から施行された労働施策総合推進法に関する以下のアからエまでの記述のうち、最も適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア. ハラスメント問題に関する国と事業主、労働者の責務が、法律上明確化された。
- イ. 2020年6月1日から、パワーハラスメント防止措置が、大企業の事業主の義務とされ、中小事業主については、2022年4月1日から義務化される。
- ウ. パワーハラスメントの行為者に対する罰則が規定された。
- エ. 労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由として、事業主が解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止された。

解答. ウ

※本リーフレットは、協会ホームページよりPDFにてダウンロード頂くことができます。社内回覧などにご利用下さい。

<https://crisis-manage.com/>

■お問合せ先
03-5276-0030

一般財団法人
全日本情報学習振興協会
東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館1階
FAX:03-5276-0551